

農業交渉議長再改訂テキストについて

平成20年5月20日

農 林 水 産 省

1. 概要

日本時間5月20日(火)未明、ファルコナー農業交渉議長より、本年2月の議長テキストの再改訂版が提示された。議長はこのテキストを踏まえ、5月26日から農業交渉会合を開催する考え。

2. 再改訂テキストの特徴

- (1) 今回のテキストは最終版ではなく、さらに改訂が必要なものとの位置付け。
- (2) 基本的には、本年2月以降の議論の結果等を反映したもの。
- (3) 主要な数字(最上位階層の関税削減率や国内支持の削減率、重要品目の数や取扱い等)については、前回と同じ幅が維持され、今後の議論に委ねられた。[参考1]
- (4) 括弧書きや選択肢の数は前回より減少(ただし、議長はカバーレターで、括弧書き等でなくなったことが必ずしも合意されたことを意味するわけではないとコメント)。他方、熱帯産品、SP(特別品目)、SSM(特別セーフガード措置)など途上国の関心事項については、引き続き括弧書き等が維持。[参考2]

3. 主要論点についての取りあえずの気づきの点

論 点	気づきの点
上限関税	上限関税について、 <u>引き続き言及がない点は評価</u> 。 ただし、NAMA交渉との関連で <u>上限関税を主張する国が依然存在し</u> 、議長もカバーレターで、なお議論が必要としていることから、 <u>しっかり反論していく必要</u> 。
重要品目の数	重要品目の数のベースが <u>無税品目を含む全品目となった点は評価</u> 。 タリフライン数の違いによる不公平の是正が盛り込まれて

重要品目の取扱い	<p>いるが、具体的な適用についてさらに精査していく必要。</p> <p>関税削減率について、一般品目の1/3、1/2、2/3の3パターン、それぞれの場合の<u>関税割当拡大幅の数字は、いずれも前回テキストと同様</u>。引き続き柔軟性の確保を主張していく必要。</p> <p>重要品目の指定をタリフラインごとにするか、セクターごとにするかは<u>決着がついていない</u>。ただし、タリフラインごとの指定を前提とした計算方法として、<u>主要6ヶ国(日、米、EU、加、豪、伯)</u>での合意内容が含まれた点は、タリフラインごとの指定に近づくものとして評価。[参考3]</p>
輸出規制に関する規律	<p>前回テキストから<u>変更なし</u>。</p> <p>我が国・スイスの共同提案の内容が最終的なテキストに反映されるよう、引き続き粘り強く主張していく必要。</p>

4. 今後の対応

- (1)再改訂テキストは、重要品目の数のベース等一部進展が見られるものの、なお不十分。
- (2)食料価格高騰など食料の国際需給が変化するなど、農業交渉をめぐる状況も変化しており、各国の食料安全保障を確保する必要性も再認識されつつある。食料輸入国としての我が国の主張が最終的なテキストに反映されるよう努める。
- (3)具体的には、上限関税の不適用、重要品目の十分な数と柔軟性の確保を最重要課題として、引き続きG10等と連携を図っていくとともに、輸出規制等の新しい問題についても、我が国の提案が実現するよう努める。

5. NAMAテキスト

なお、NAMAの再改訂テキストも併せて発出。品目カバレッジについては、前回テキストの内容(我が国の海草類が非農産品として扱われることが脚注に括弧書き)が維持。引き続きこの扱いが認められるよう努める。